

議案第 6 2 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第25条の 2 第 1 項第 3 号中「災害」を「災害等」に改める。

附則に次の 3 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免）

18 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規程で定めるところにより、令和元年度分及び令和 2 年度分の国民健康保険税（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を 14 日以内に行わなかったことにより、令和 2 年 1 月以前の納期に係る納期限が同年 2 月 1 日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上

イ 前年の地方税法第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の 2 第 1 項各

号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

19 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規程で定める期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

20 第18項の規定による減免をした場合における第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「特に必要があると認める者」とあるのは、「特に必要があると認める者(附則第18項の規定の適用を受ける者を除く。)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四万十町国民健康保険税条例附則第18項から第20項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。